



# 宮 崎 県 公 報

平成26年3月6日(木曜日) 第 2570 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○河川法施行細則の一部を改正する規則…………… (河川課) 1		○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の 指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… (道路保全課) 3
<b>告 示</b>		<b>公 告</b>
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 4
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 2		○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 5
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2		○入札公告…………… 5
○道路の供用の開始 (2件) …………… ( “ ) 3		<b>病院局公営企業告示</b>
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路 の指定…………… ( “ ) 3		○公金の収納の事務の委託について…………… 6
		<b>公安委員会規則</b>
		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 6

## 規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第6号

#### 河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請等の手続)</p> <p>第4条 法の規定により知事に対してなすべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出(以下「申請等」という。)は、省令及び次の各号に定めるもののほか、正副各1通を所轄の土木事務所長又は西臼杵支庁長を経由してしなければならない。ただし、特に指示する場合においては、その部数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 省令別表第2及び第3によるもの 1部</p> <p>2 [略]</p>	<p>(申請等の手続)</p> <p>第4条 法の規定により知事に対してなすべき許可、<u>登録</u>、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出(以下「申請等」という。)は、省令及び次の各号に定めるもののほか、正副各1通を所轄の土木事務所長又は西臼杵支庁長を経由してしなければならない。ただし、特に指示する場合においては、その部数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>省令別表第1の2から別表第3まで</u>によるもの 1部</p> <p>2 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400288	南風の丘	日南市南郷町中村甲1068番地	社会福祉法人大樹会 Social Work日南	日南市南郷町中村甲3528番地2	平成26年3月1日	就労継続支援A型 就労継続支援B型
4510200936	ライフサポートいろは	都城市高城町桜木1595番地7	特定非営利活動法人いろはの森	都城市高城町桜木1660番地2	平成26年3月1日	生活介護

宮崎県告示第 142号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-100	映画	新人女子社員 淫乱 秘 検診	池島組 <新日本映像>	平成26年2月25日
25-101	映画	鉄格子の女 私を苛めないで	伊藤組 <新日本映像>	
25-102	映画	お天気キャスター 晴れのち濡れて	吉行組 <オーピー映画>	
25-103	映画	恥ずかしい人妻 濡れまくる屋下がり	深町組 <新東宝映画>	
25-104	映画	甘い鞭 ディレクターズロングバージョン	KADOKAWA <KADOKAWA>	
25-105	映画	華魂	渋谷プロダクション <渋谷プロダクション>	
25-106	映画	ウルフ・オブ・ウォールストリート (原題) THE WOLF OF WALL STREET	パラマウントピクチャーズ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 143号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾野4298-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾野4298-2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年3月6日から平成26年3月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字 財光寺字尻 無川1796番	旧	43.0~ 43.0	185.5

			5 地先から 同市同大字 字六反田28 19番地先ま で	新	25.6～ 43.0	355.5
--	--	--	--	---	---------------	-------

## 宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 6 日から平成26年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字二又 456番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字 451番 1 地先まで	旧	3.8 ～ 6.0	100.0
				新	6.2 ～ 14.2	100.0

## 宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 6 日から平成26年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市大字 財光寺字尻 無川1796番 5 地先から 同市同大字 字六反田28 19番地先ま で	平成26年 3 月14日

## 宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 6 日から平成26年 3 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字二又 456番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字 451番 1 地先まで	平成26年 3 月 6 日

## 宮崎県告示第 148号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成26年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 327号	日向市大字財光寺字尻無川1796番 5 地先から 同市大字平岩字エラノ田6964番 3 地先まで

## 2 指定する期日

平成26年 3 月14日

## 宮崎県告示第 149号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 327号	日向市大字財光寺字尻無川1796番 5 地先から 同市大字平岩字エラノ田6964番 3 地先まで

## 2 指定する期日

平成26年 3 月14日

## 3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨

物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヒマラヤスポーツ&ゴルフ都城店・ジーユー都城店  
都城市吉尾町61番1 外13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社タイホウ 代表取締役 大峰高  
都城市吉尾町 164番地1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治  
岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号  
(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治  
岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号  
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治  
東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,163㎡  
(変更後) 3,783㎡
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) A棟西側（駐車場No.1） 35台  
A棟敷地西側駐車場（駐車場No.2） 98台  
合計 133台  
(変更後) A棟西側（駐車場No.1） 34台  
B棟東側、北側及び西側（駐車場No.2） 152台  
合計 186台

- ② 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) C棟北西側（駐輪場No.1） 18台  
C棟北側（駐輪場No.2） 10台  
合計 28台  
(変更後) C棟北西側（駐輪場No.1） 18台  
C棟北側（駐輪場No.2） 10台  
A棟西側（駐輪場No.3） 8台  
合計 36台
  - ③ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) A棟東側 50.0㎡  
(変更後) A棟東側（荷さばき施設No.1） 50.0㎡  
B棟東側（荷さばき施設No.2） 52.2㎡  
合計 102.2㎡
  - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) A棟内東側 39.06㎡  
(変更後) A棟内東側（廃棄物等保管施設No.1） 39.06㎡  
B棟東側（廃棄物等保管施設No.2） 9.90㎡  
合計 48.96㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
(変更後) 株式会社ヒマラヤ  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
株式会社ジーユー  
開店時刻 午前6時 閉店時刻 午後8時
  - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで  
(変更後) 午前5時30分から午後9時30分まで
  - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 2箇所 A棟敷地西側（駐車場No.1）  
5箇所 C棟敷地西側、南側及び東側（駐車場No.2）  
(変更後) 3箇所 A棟敷地西側（駐車場No.1）  
6箇所 B・C棟敷地西側、南側及び東側（駐車場No.2）
  - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前9時から午後8時まで  
(変更後) 午前9時から午後8時まで（荷さばき施設No.1）  
)  
午前6時から午後10時まで（荷さばき施設No.2）  
)
- 4 変更する年月日  
平成26年10月21日
  - 5 上記3の変更に係るもの以外の事項  
該当なし
  - 6 届出年月日  
平成26年2月20日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成26年3月6日から平成26年7月7日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成26年3月6日から平成26年7月7日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、東水流地区2換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-21)第12664号	久栄工業	坂元 正一	宮崎県宮崎市吉村町大町甲1939-8	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成26年1月21日付で廃業した旨の届	平成26年1月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第1247号	藤井建設	藤井 志年	宮崎県日南市大字下方2438	一般	建築工事業、大工工事業	平成26年1月7日〃	平成26年1月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第2134号	(株)平川建設	平川 和正	宮崎県都城市高崎町前田2450-4	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び・土工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成26年1月20日〃	平成26年1月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第11830号	田中工業	田中 金一	宮崎県都城市高城町桜木 413	一般	土木工事業、及び・土工事業、管工事業	平成26年1月28日〃	平成26年1月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第8495号	白石工務店	白石 寛	宮崎県延岡市細見町3333	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び・土工事業、屋根工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業	平成26年1月9日〃	平成26年1月9日(全廃業)

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（こん包及び配送を含む。）「県広報みやざき」365,000部×6回、A4判4色カラー8ページ「県議会の動き」365,000部×6回、A4判4色カラー4ページ
- 調達案件の特質等 入札説明書による。
- 履行期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- 納入場所 総部数のうち、361,500部はこん包の上宮崎県が指定する場所へ発送し、残部は宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入する。
- 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - 平成26年宮崎県告示第130号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平板活版の者であること。
  - 過去2年間に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
  - 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に3,500部、10日以内に361,500部の印刷（こん包及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を有している者であること。
  - デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
  - 連絡をしてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。



- カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。
- キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできない。
- ク 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成26年4月11日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 期間 平成26年3月6日から平成26年4月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年3月6日から平成26年4月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成26年3月14日午後2時
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成26年4月17日午後2時（郵便にあっては、平成26年4月16日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成26年4月17日午後2時
- 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行った者を落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成26年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required:Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki"and"Kengikainougoki", 365,000copies× 6 times a year.
- (2) Time limit for tender:2:00p.m.17 April, 2014
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.  
TEL:0985-26-7208

## 病院局公営企業告示

### 病院局公営企業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年3月6日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	株式会社ソラスト	平成25年12月1日から平成28年11月30日まで
県立延岡病院	株式会社ニチイ学館	
県立日南病院	株式会社ソラスト	

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月6日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

### 宮崎県公安委員会規則第3号

#### 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(高速道路交通警察隊長の権限)

第12条の2 法第 114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（東九州自動車道のうち大分県との県境から北浦インターチェンジまでの間、須美江インターチェンジから北川インターチェンジまでの間及び門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。）に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。

別表第3（第10条関係）

路線名	区 間
[略]	
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番5まで
東九州自動車道	延岡市須美江町1090番2から延岡市北川町長井字上迫5575番1まで
[略]	

(高速道路交通警察隊長の権限)

第12条の2 法第 114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等（東九州自動車道のうち大分県との県境から北川インターチェンジまでの間及び門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。）に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。

別表第3（第10条関係）

路線名	区 間
[略]	
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から延岡市北川町長井字上迫5575番1まで
[略]	

## 附 則

この規則は、平成26年3月8日から施行する。

--	--